

獣医療における PET 診療に係る告示の改正案に対する 意見募集の結果について

令和元年 7 月 24 日
原子力規制委員会

1. 概要

獣医療で用いる診療施設で調剤された PET 診療用放射性同位元素を、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）」の規制から除外し、「獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）」で規制するために整備することが必要となる告示案について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく意見募集を実施しました。

- 期 間： 令和元年 5 月 23 日から同年 6 月 21 日（30 日間）
対 象： 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第四号の薬物を指定する告示の一部改正案
方 法： 電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

2. 意見公募の結果

- 御意見数： 2 件
- 御意見に対する考え方： 別紙のとおり

以上

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第四号の薬物を指定する告示の一部改正案への御意見に対する考え方

意見対象	通し 番号	御意見(要約)	考え方
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第四号の薬物を指定する告示の一部改正案	1	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法令の病院には介護医療院を含まないこととしたならば、この告示では介護医療院を明記する必要があるのではないか。	<p>‘「病院」又は「診療所」には、「介護医療院」が含まれるため、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第四号の薬物を指定する告示」を始めとした「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」の全体においては基本的に明記しておりません。</p> <p>なお、「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件」(告示)では「病院」又は「診療所」に含まれない「介護老人保健施設」に関する規定が存在し、これとの区別を明確にする観点から、「介護医療院」を明示的に記載しています。</p>
	2	<p>・改正後欄の第2号の「飼育動物」、「診療施設」が、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第1条第4号で定義する「飼育動物」、「診療施設」を指しているのであれば、同様に、改正後欄の第1号の「病院又は診療所」は、同施行令第1条第4号の規定のとおり「病院等」と記載したほうがよいと思う。</p> <p>・改正後欄の第2号の「治療又は診断のために獣医療を受ける飼育動物に対し投与される薬物であって、当該治療又は診断を行う診療施設に</p>	<p>・「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令」第1条第4号で「病院等」と規定しているのは、同令同条第3号において「病院又は診療所(次号において「病院等」という。)」と略称規定が置かれているからです。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令」第一条第四号の薬物を指定する告示(以下「薬物指定告示」)においては、改正欄の第1号で「病院又は診療所」が初めて出てきます。</p> <p>・薬物指定告示において、政令の規定と重複しますが、わかりやすさの観点から、念のために規定しています。</p>

	<p>において調剤されるものに限る」は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第1条第4号の「治療又は診断のために医療を受ける者又は獣医療を受ける獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第一項に規定する飼育動物に対し投与される薬物であつて、当該治療又は診断を行う病院等又は同条第二項に規定する診療施設において調剤されるもののうち」と内容が重複しているので、本改正告示での規定は不必要ではないか。</p>	
--	--	--